

○自然公園法（昭和32年法律第161号）参照条項

第二章 国立公園及び国定公園

第三節 公園事業

（公園事業の決定）

第九条 （略）

- 2 国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は、都道府県知事が決定する。
- 3 （略）
- 4 都道府県知事は、国定公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。
- 5 第一項及び第三項の規定は環境大臣が行う国立公園事業の廃止又は変更について、前項の規定は都道府県知事が行う国定公園事業の廃止又は変更について準用する。

○自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）参照条項

第二章 保護及び利用

（特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内における行為の許可申請書）

第十条 （略）

2～3 （略）

- 4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

- 5 （略）